

鎌倉市経営アドバイザー派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等が経営革新、販路拡大、経営の安定化、創業等を図るため、経営アドバイザーからアドバイスを受ける事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項各号に規定する中小企業者、主に中小企業者で構成する団体及び市内で新たに事業を始めようとする者
- (2) 経営アドバイザー派遣事業 財団法人神奈川産業振興センター（以下「センター」という。）が実施する経営アドバイザー派遣事業

(補助対象者)

第3条 補助対象者は次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 市内に事業所を有する者又は新たに開設を予定している者
- (2) 納期限の到来した市税を完納している者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、センターが実施する経営アドバイザー派遣事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、経営アドバイザー派遣事業に要する経費のうち補助対象者が負担する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、鎌倉市経営アドバイザー派遣事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては事業所を証明する書類
- (3) その他市長が必要とする書類

2 申請者は、前項の規定による申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）

の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定して鎌倉市経営アドバイザー派遣事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに鎌倉市経営アドバイザー派遣事業変更等申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定して、鎌倉市経営アドバイザー派遣事業変更等決定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときには、速やかに鎌倉市経営アドバイザー派遣事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 経営アドバイザー派遣事業結果報告書(センターからの報告書)の写し
- (3) センターへの支払いを証する書類の写し

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定した後、鎌倉市経営アドバイザー派遣事業補助金交付額確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。

(決定の取り消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 当該要綱に違反したとき。

(3) その他補助金の交付が適当でないとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(準用)

第14条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助については鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めるところによる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。